

新旧対照表

○（第1条関係）福知山市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

新	旧
<p>福知山市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則 平成20年6月25日 規則第5号 (府内の体制整備)</p> <p>第4条 本市における倫理の保持及び法令遵守のための体制の整備を推進するため、福知山市法令遵守推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、副市長及び部長（福知山市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年福知山市条例第1号）別表第1の職務の級が7級の者並びに福知山市上下水道部の企業職員の給与支給規程（平成25年福知山市上下水道事業管理規程第20号）及び市立福知山市民病院職員の給与支給規程（平成5年福知山市病院事業管理規程第4号）の規定により準用する同表の職務の級が7級の者。ただし、医療職を除く。）をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、主管副市長が職務を行う。</p> <p>4 副委員長は、主管副市長以外の副市長が職務を行う。ただし、主管副市長以外の副市長が不在の場合、<u>総務部長</u>が職務を行う。</p> <p>5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p>	<p>福知山市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則 平成20年6月25日 規則第5号 (府内の体制整備)</p> <p>第4条 本市における倫理の保持及び法令遵守のための体制の整備を推進するため、福知山市法令遵守推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、副市長及び部長（福知山市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年福知山市条例第1号）別表第1の職務の級が7級の者並びに福知山市上下水道部の企業職員の給与支給規程（平成25年福知山市上下水道事業管理規程第20号）及び市立福知山市民病院職員の給与支給規程（平成5年福知山市病院事業管理規程第4号）の規定により準用する同表の職務の級が7級の者。ただし、医療職を除く。）をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、主管副市長が職務を行う。</p> <p>4 副委員長は、主管副市長以外の副市長が職務を行う。ただし、主管副市長以外の副市長が不在の場合、<u>公益目的通報（以下「通報」という。）においては市長公室長、不当要求行為等においては市民総務部長</u>が職務を行う。</p> <p>5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p>

- 6 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。この場合において、委員長が必要と認めるときは、一部の委員のみを招集することができる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長に代わってその職務を代理する。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 9 委員会に不当要求行為等に係る顧問を置き、京都府福知山警察署長に委嘱することができる。

(通報受付者)

第5条 条例第8条第1項の市長が規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部総務課法務政策監
- (3) 総務部総務課法務監
- (4) 市長公室職員課長

第2章 福知山市法令遵守審査会

(公益目的通報窓口等)

第8条 審査会は、外部機関として、公益目的通報（以下「通報」という。）を受け付ける窓口を設置し、審査会の委員のうち、法令に関する専門的知識を有する者に通報の受付を行わせるものとする。

(庶務)

第22条 審査会及び委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。ただし、通報の対象者が総務課又は総務課所属の職員である場合は、審査会が指定する適宜の部署がその事務を処理する。

- 6 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。この場合において、委員長が必要と認めるときは、一部の委員のみを招集することができる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長に代わってその職務を代理する。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 9 委員会に不当要求行為等に係る顧問を置き、京都府福知山警察署長に委嘱することができる。

(通報受付者)

第5条 条例第8条第1項の市長が規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長公室経営戦略課長
- (2) 市長公室職員課長
- (3) 市民総務部総務課法務政策監
- (4) 市民総務部総務課法務監

第2章 福知山市法令遵守審査会

(公益目的通報窓口等)

第8条 審査会は、外部機関として、通報を受け付ける窓口を設置し、審査会の委員のうち、法令に関する専門的知識を有する者に通報の受付を行わせるものとする。

(庶務)

第22条 審査会及び委員会の庶務は、通報においては市長公室経営戦略課、不当要求行為等においては市民総務部総務課において処理する。ただし、通報の対象者が経営戦略課又は経営戦略課所属の職員で

2 法令に関し専門的知識を有する職員は、必要に応じて審査会及び委員会の庶務について、助言等を行い、補佐するものとする。

ある場合は、審査会が指定する適宜の部署がその事務を処理する。

2 法令に関し専門的知識を有する職員は、必要に応じて審査会及び委員会の庶務について、助言等を行い、補佐するものとする。